

航空自衛隊における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達

平成12年3月30日 航空自衛隊達第19号
航空幕僚長 空将 竹河内捷次

改正 令和3年3月17日 航空自衛隊達第18号

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第10条の規定に基づき、航空自衛隊における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達を次のように定める。

航空自衛隊における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達（登録外報告）

（趣旨）

第1条 この達は、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（以下「訓令」という。）に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（教育訓練履修給付金支給調書の作成）

第2条 航空自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊幹部候補生学校長（以下「実施機関の長」という。）は、給付金を支給する場合又は給付金を返納させる場合には、別紙様式により定めるところにより行うものとする。

（支給の打切り）

第3条 実施機関の長は、支給留学生について訓令第8条第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに順序を経て、航空幕僚長（人事教育計画課教育室長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

- (1) 支給留学生の氏名、階級及び課程名
- (2) 支給を打ち切る予定日
- (3) 支給を打ち切る理由

（支給の停止）

第4条 実施機関の長は、支給留学生について訓令第9条第1項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに順序を経て、航空幕僚長（人事教育計画課教育室長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

- (1) 支給留学生の氏名、階級及び課程名
 - (2) 支給を停止する予定日
 - (3) 支給を停止する理由
- 2 実施機関の長は、訓令第9条第1項の規定により給付金の支給を停止された留学生について停止の事由が消滅したと認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに順序を経て、航空幕僚長（人事教育計画課教育室長気付）に報告するものとする（登録外報告）。
- (1) 支給留学生の氏名、階級及び課程名
 - (2) 支給を再開する予定日

（委任規定）

第5条 この達に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、航空教育集団司令官又は航空自衛隊幹部学校長が定めることができる。

附 則

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号）

1 この達は、令和3年3月18日から施行する。

別紙様式(第2条関係)

教育訓練履修給付金支給調書								
番号	履修課程	国籍	氏名	受領印	支給額	支払期間	支払年月日	摘要
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
上記の教育訓練履修給付金の額は正しいことを証明します。 令和 年 月 日 (実施部隊等の長) 官 職 階 級 氏 名						(資金前渡官吏) 官 職 階 級 氏 名		

備考：既支給額を変更する場合は、支給額欄の上段に既支給額を、下段に変更額を記入する。